

遠隔離島における 産学官連携型の 海洋関連技術開発の 意向に関する募集要領（案）

受付期間：平成26年1月24日（金）～平成26年3月4日（火）17時

※この募集は、平成26年4月に実施予定の技術開発課題の公募に先立って実施するものであり、本提案が公募課題の特定を意味するものではないことをあらかじめご承知おき下さい。

平成26年1月

内閣官房総合海洋政策本部事務局

国土交通省

1. 意向募集の主旨

四面を海に囲まれ、国土も狭隘な我が国にとって、排他的経済水域等は、天然資源及び海洋における再生可能エネルギー開発・利用、海洋環境の保全、科学的知見の取得等の場として極めて重要なものであることから、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画（平成22年7月13日閣議決定）」では、その基礎となる低潮線の保全及び特定離島（南鳥島及び沖ノ鳥島）における拠点施設の整備等の措置を講ずるとされており、併せて、特定離島を拠点とした活動の目標が盛り込まれているところである。

今後、特定離島を拠点とした活動を促進させるためには、民間の知見も活用しつつ取組を促進していくことが重要であるが、南鳥島において、技術開発等の実証を行う空間が確保できる目途が立ちつつある。そのため、「遠隔離島における産学官連携型の海洋関連技術開発推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、まずは南鳥島における海洋関連技術開発の推進方策について検討するとともに、現地実証を行う研究課題の公募を平成26年4月頃に行い、課題を選定することとする。

また、正式な公募を円滑に進めるため、実施希望者から技術開発の意向を募集し、委員会は、国土交通省等が協力・提供できる現地への交通手段や居住施設等の研究開発に必要なリソースの規模及び範囲を明らかにする。

なお、本公募に係る技術開発の実施可能時期は、「南鳥島において27年度以降」を予定しているため、平成26年度末までに技術開発の実施希望者により必要経費の確保がなされることを前提として公募を実施するものである。

2. 募集の概要

2.1 募集の実施主体

募集の実施主体は、内閣官房総合海洋政策本部事務局及び国土交通省とする。また「遠隔離島における産学官連携型の海洋関連技術開発推進委員会」（事務局：内閣官房総合海洋政策本部事務局及び国土交通省総合政策局技術政策課）は、公募要領の最終化のため、技術開発の意向の提案を評価するものとする。

2.2 募集対象

海洋活動の拠点として整備中の南鳥島等の一部施設（空間）を、海洋エネルギーの利用、海洋鉱物資源開発、気象海象観測等海洋関連技術に係る先端的技術の現地実証の場所として、技術開発を行う者と技術課題を募集対象とする。なお、本募集に対し、実施主体として意向を提案する者は3.に記載のとおり、民間企業、大学、独立行政法人等の機関に所属する者とする。

(募集対象課題の例 (イメージ))

- ・ 海洋エネルギー関連 海洋温度差発電、潮流発電、波力発電、風力発電等
- ・ 海洋鉱物資源関連 海洋鉱物資源調査・開発技術
- ・ 海洋調査関連 深海調査
- ・ 海洋土木技術 遠隔離島における海洋土木技術
- ・ 素材開発関連 新素材技術
- ・ 気象海象関連 気象海象観測
- ・ 水産生物関連 サンゴ増殖
- ・ 通信関連 海洋情報の通信中継拠点としての利用
- ・ 生活維持関連 絶海孤島における生活の維持のための支援体制
- ・ その他

2. 3 募集時期

平成26年1月24日～3月4日

2. 4 意向の提案に対する評価

2. 4. 1 評価の方法

意向の提案について、参加資格等の要件を満たしているか等を確認した後、提案書の内容について、「遠隔離島における産学官連携型の海洋関連技術開発推進委員会」が評価を行う。

2. 4. 2 評価の基準

意向の提案を評価するに当たり、記述内容も踏まえた上で、以下の5つの観点から行うこととする。

- (1) 公益性 (我が国の海洋関連調査、技術開発に資すること等)
- (2) 先端性 (先進的・革新的な技術要素を含むこと)
- (3) 技術的フィージビリティ (計画した調査・研究の内容を確実に実施可能であること)
- (4) 場所特性 (特にこの場所で実施する必要性)
- (5) 現地実証試験による経済社会的効果
 - ① 技術開発の促進
 - ② 技術開発コストの低減
 - ③ 民間のリスクの軽減による事業化支援
 - ④ 人材の育成
 - ⑤ 現地実証試験による国際標準への対応

2. 5 施設の利用条件

別添資料を参照のこと。(検討中)

3. 資格要件

提案は、技術開発の実施主体の代表者（以下「開発代表者」と呼ぶ。）が行うものとする。開発代表者は、以下のいずれかに該当すること。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他公的研究開発機関に所属する研究者（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する一般職に属する職員を除く。ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用を受ける者及び非常勤職員はこの限りでない。）
- ② 研究を主な事業目的としている、特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、又は当該法人に所属する研究者。
- ③ 日本に登録されている民間企業等又は当該法人に所属する研究者。
- ④ その他、委員会が適当と定める者。

4. 提案書の書式

応募に用いる提案書の書式については別紙の通りとし、必要に応じ、補足資料を添付するものとする。

5. その他

- ・南鳥島等の一部施設（空間）は限られているため、委員会が採択する提案の数と内容には一定の制約がある。
- ・技術開発チームは遠隔離島の港湾施設等国有財産を利活用するのに適する者とする。
- ・「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」の主旨に支障をきたす懸念がある提案内容は、採択されない場合がある。

6. 問い合わせ先

問い合わせ先(1)	(低潮線保全法基本計画、本委員会の趣旨等) 内閣官房 総合海洋政策本部事務局 遠隔離島海洋関連技術開発推進委員会 担当
TEL (1)	03-5575-1525
FAX (1)	03-5575-0090
E-Mail (1)	tetsuya.kumano@cas.go.jp
問い合わせ先(2) 提案書提出先	(公募要領、南鳥島の現況等) 国土交通省総合政策局技術政策課 遠隔離島海洋関連技術開発推進委員会 担当
住 所(2)	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館10階
TEL (2)	03-5253-8111 (内線25616、25625)
FAX (2)	03-5253-1560
E-Mail (2)	g_PLB_GAN@mlit.go.jp
受付時間等	月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)9:30～12:00、13:00～18:15